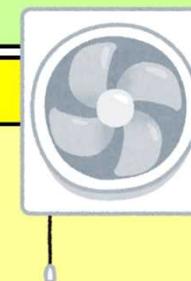


法定点検等の実施

機械換気設備の点検（P 1 / 3）



機械換気設備の点検とは？

「人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）」の規定により、国の職員が勤務する建築物の換気について「**機械による換気のための設備**」の点検を行う事が義務付けられています。



①対象となる設備や点検周期及び点検の内容、点検者の資格は？

具体的な規定は「事務所衛生基準規則」で以下のように規定されています。

【対象】 規模にかかわらず「**機械による換気のための設備**」の**全て**（国の職員が勤務している事）
（※ 空気調和設備、機械換気設備、換気扇等動力による換気のための設備全て。）



【周期】 ① はじめて使用するとき、分解して改造又は修理を行なったとき
② 上記以外に **2月以内毎に1回定期**

【内容】 **異常の有無を確認**する（不良動作や、異音などの有無）

【資格】 規定が無いため、**資格は不要**

法定点検等の実施

機械換気設備の点検（P 2 / 3）



②点検結果の記録様式や報告義務は？

【記録様式】 規定が無いため、**任意の記録様式**です。

【報告義務】 報告義務はありませんが、**記録を作成し3年間保存する事が規定**されています。

例えば・・・以下のような点検記録を作成し、職員で日常点検的に行い、手書きの記録を保存すればOKです。

点検記録の一例

施設名		●●所		平成〇〇年度 機械換気設備の点検記録簿																								保存期間: 3年												
建築物名		庁舎		4月						6月						8月						10月						12月						2月						備考
階	室名	種類	台数	日	点検者氏名	異常有無	清掃状況	日付	点検者氏名	異常有無	清掃状況																													
1	事務室	換気扇	8	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○									
1	湯沸し室	レンジフード	1	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	×	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○									
1	便所	換気扇	2	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	×	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○									
2	会議室	全熱交換器	2	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	×	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○									
2	事務室	換気扇	2	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	×	-	**	●●●●	×	-	**	●●●●	×	-	**	●●●●	×	-	1台故障中								
2	喫煙室	換気扇	1	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○									
2	機械室	空調機	1	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○	**	●●●●	○	○									

異常有無: 動作が正常・異音等無し→○ 動作不良・異音等有り→×

清掃状況: 良好→○ 埃等有り→×

法定点検等の実施

機械換気設備の点検（P 3 / 3）



実施にあたっての留意点など

- ・点検資格等は一切不要ですので、基本的に**職員で実施**できます。
- ・点検記録の様式はありませんが、**記録を3年間残す**規定がありますので、必ず記録を残しましょう。



【関係する根拠法令等】

- ・点検規定 : 人事院規則10-4 第15条（勤務環境等について講ずべき措置）
- ・具体内容 : 関連通知「人事院規則10-4（職員の保健及び安全保持）の運用について」
事務所衛生基準規則 第9条



【保全実態調査（BIMMS-N）入力上の留意点など】

- ・「機械による換気のための設備」が一切無い場合を除き、職員が勤務する建築物の点検対象は“ある”を選択して下さい。